

教職課程認定基準（平成13年7月19日 教員養成部会決定）の改正（案）（新旧対照表）

改正案	現 行
<p>1 総則 ～省略～</p> <p>2 教育上の基本組織</p> <p>(1) 教職課程は、大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、<u>学部等連係課程実施基本組織、学科連係課程実施学科、研究科、専攻、研究科等連係課程実施基本組織、</u>その他学則で定める組織（以下「学科等」という。）ごとに認定する。 また、<u>学科等は、その大学の学則において入学定員が定められたものでなければならない。</u> <u>さらに、学部等連係課程実施基本組織の収容定員は連携協力学部等の収容定員の内数として学則で定められるが、連携協力学部等が教職課程の認定を受ける場合にあつては、当該連携協力学部等の入学定員から学部等連係課程実施基本組織の入学定員を差し引いたものを、当該連携協力学部等の入学定員とみなすものとする。学科連係課程実施学科と連携協力学科、研究科連係課程実施基本組織と連携協力研究科等についても同様とする。</u></p> <p>(2) 大学設置基準第43項第1項、大学院設置基準第31条第2項、短期大学設置基準第36条第1項、専門職大学設置基準第59条第1項、専門職短期大学設置基準第55条第1項又は専門職大学院設置基準第32条第2項に規定する共同教育課程（以下「共同教育課程という。」）が教職課程の認定を受ける場合において、それぞれの大学が編成する共同教育課程を合わせて一つの課程とみなして、この基準を適用する。</p>	<p>1 総則 ～省略～</p> <p>2 教育上の基本組織</p> <p>(1) 教職課程は、大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、研究科、専攻、その他学則で定める組織（以下「学科等」という。）ごとに認定する。<u>なお、学科等は、その大学の学則において入学定員が定められたものでなければならない。</u></p> <p>(2) 大学設置基準第43項第1項、大学院設置基準第31条第2項、短期大学設置基準第36条第1項、専門職大学設置基準第59条第1項、専門職短期大学設置基準第55条第1項又は専門職大学院設置基準第32条第2項に規定する共同教育課程（以下「共同教育課程という。」）が教職課程の認定を受ける場合において、それぞれの大学が編成する共同教育課程を合わせて一つの課程とみなして、この基準を適用する。</p>

(3) 複数の大学の学科等が、施行規則第22条第3項の規定により、他の大学と連携して開設する教科及び教職に関する科目(特別支援教育に関する科目、養護及び教職に関する科目、栄養に係る教育及び教職に関する科目を含む)(以下「連携開設科目」という。)を自ら開設する授業科目とみなす特例を活用して、同一の免許状の種類(幼稚園教諭及び小学校教諭の免許状を除く)の教職課程の認定を同時に受けようとする場合には、これらの各大学の学科等を合わせて一つの学科等とみなして、この基準を適用する。

(4) ~ (7) 省略

3 教育課程、教員組織(免許状の種類にかかわらず共通)

(1) 大学は、認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、免許法別表第1、別表第2及び別表第2の2の第3欄に規定する科目の単位数以上の授業科目をそれぞれ開設しなければならない。ただし、短期大学の専攻科にあつては、認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、免許法別表第1、別表第2及び別表第2の2の第3欄に規定する一種免許状に係る単位数から二種免許状に係る単位数を差し引いた単位数以上の授業科目を開設しなければならない。

(新設)

(3) ~ (6) 省略

3 教育課程、教員組織(免許状の種類にかかわらず共通)

(1) 大学(短期大学の専攻科を除く)は、認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、免許法別表第1、別表第2及び別表第2の2の第3欄に規定する科目の単位数以上の授業科目をそれぞれ開設しなければならない。

この場合において、共同教育課程については、当該構成大学のうちの1の大学が開設する当該共同教育課程に係る授業科目を、当該構成大学のうちの他の大学が開設したものとみなすものとする。

なお、短期大学の専攻科は、認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、免許法別表第1、別表第2及び別表第2の2の第3欄に規定する一種免許状に係る単位数から二種免許状に係る単位数を差し引いた単位数以上の授業科目を開設しなければならない。

また、施行規則第22条第3項により、他の大学の授業科目として開設される領域及び保育内容の指導法に関する科目(保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。))に係る部分に限る。以下「保育内容の指導法」という。)、教科及び教科の指導法に関する科目(各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。))に係る部分に限る。以下「各

(2) 共同教育課程については、当該構成大学のうちの1の大学が開設する当該共同教育課程に係る授業科目を、当該構成大学のうちの他の大学が開設したものとみなすものとする。

(3) 施行規則第22条第3項により、他の大学と連携して開設する連携開設科目について自ら開設する授業科目とみなすことができる。この場合において、当該みなすことができる授業科目の単位数は、(4)によりみなす授業科目の単位数と合せて免許法別表第1、別表第2又は別表第2の2の第3欄に定める最低単位数の8割を超えないものとする。

(4) 施行規則第22条第4項により、他の大学の授業科目として開設される領域及び保育内容の指導法に関する科目(保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。))に係る部分に限る。以下「保育内容の指導法」という。)、教科及び教科の指導法に関する科目(各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。))に係る部分に限る。以下「各教科の指導法」という。)又は教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目(養護教諭及び栄養教諭の教職課程においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目)若しくは教育実践に関する科目(以下「教育の基礎的理解に関する科目等」という。)及び特別支

教科の指導法」という。)又は教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目(養護教諭及び栄養教諭の教職課程においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目)若しくは教育実践に関する科目(以下「教育の基礎的理解に関する科目等」という。)及び特別支援教育に関する科目を含む場合は、当該科目の単位数は、免許法別表第1、別表第2及び別表第2の2に規定する当該科目の単位数のそれぞれ3割を超えない範囲内で、授業科目を開設することができる。

(参考) ※再掲

この場合において、共同教育課程については、当該構成大学のうちの1の大学が開設する当該共同教育課程に係る授業科目を、当該構成大学のうちの他の大学が開設したものとみなすものとする。

(新設)

(参考) ※再掲

また、施行規則第22条第3項により、他の大学の授業科目として開設される領域及び保育内容の指導法に関する科目(保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。))に係る部分に限る。以下「保育内容の指導法」という。)、教科及び教科の指導法に関する科目(各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。))に係る部分に限る。以下「各教科の指導法」という。)又は教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目(養護教諭及び栄養教諭の教職課程においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目)若しくは教育実践に関する科目(以下「教育の基礎的理解に関する科目等」という。)及び特別支援教育に関する

援教育に関する科目を自ら開設する授業科目とみなすことができる。この場合において当該みなすことができる授業科目の単位数は、施行規則第2条第1項、第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第7条第1項、第9条及び第10条の表に規定する当該科目の単位数のそれぞれ3割を超えないものとする。

(5) ~ (7) 省略

(8) 学科等における団地が複数に分かれており、これらの団地間の距離が50kmを超える場合は、団地ごとに「保育内容の指導演法」又は「各教科の指導演法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」を開設し、団地ごとの入学定員に応じた専任教員を配置しなければならない。

ただし、「保育内容の指導演法」又は「各教科の指導演法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」について、大学設置基準第25条第2項、短期大学設置基準第11条第2項、専門職大学設置基準第18条第2項及び専門職短期大学設置基準第15条第2項により、多様なメディアを高度に利用して、授業を行う場合については、この限りではない。

(9) ~ (10) 省略

4 ~ 4-7 省略

る科目を含む場合は、当該科目の単位数は、免許法別表第1、別表第2及び別表第2の2に規定する当該科目の単位数のそれぞれ3割を超えない範囲内で、授業科目を開設することができる。

(2) ~ (4) 省略

(5) 学科等における団地が複数に分かれており、これらの団地間の距離が50kmを超える場合は、団地ごとに「保育内容の指導演法」又は「各教科の指導演法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」を開設し、団地ごとの入学定員に応じた専任教員を配置しなければならない。

(参考) ※再掲

9 その他の特例

複数の団地に分かれており、これらの団地間の距離が50kmを超える場合で、かつ、「保育内容の指導演法」又は「各教科の指導演法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」について、大学設置基準第25条第2項、短期大学設置基準第11条第2項、専門職大学設置基準第18条第2項及び専門職短期大学設置基準第15条第2項により、多様なメディアを高度に利用して、授業を行う場合については、一の団地における「保育内容の指導演法」又は「各教科の指導演法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の専任教員数が、この基準に定める必要専任教員数を満たしている場合に限り、他の団地における必要専任教員数を、一の団地における必要専任教員数の半数以上とすることができる。

(6) ~ (7) 省略

4 ~ 4-7 省略

4-8 同一学科等においてのみ授業科目を共通に開設できる場合の特例

大学の同一の学科等において、複数の教職課程を置く場合は、以下のとおりとする。

(1) 「教科に関する専門的事項」及び養護に関する科目

i) 省略

ii) 「教科に関する専門的事項」及び養護に関する科目は、以下に掲げる免許状の種類・免許教科の組み合わせの場合には、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭の教職課程に共通に開設することができる。

- ① 中学校（国語）・高等学校（国語）と高等学校（書道）
- ② 中学校（社会）と高等学校（地理歴史）
- ③ 中学校（社会）と高等学校（公民）
- ④ 中学校（社会）・高等学校（公民）と中学校（宗教）・高等学校（宗教）
- ⑤ 中学校（数学）・高等学校（数学）と高等学校（情報）
- ⑥ 中学校（美術）・高等学校（美術）と高等学校（工芸）
- ⑦ 中学校（保健体育）・高等学校（保健体育）と高等学校（看護）
- ⑧ 中学校（保健体育）・高等学校（保健体育）と養護教諭
- ⑨ 中学校（保健）・高等学校（保健）と高等学校（看護）
- ⑩ 中学校（保健）・高等学校（保健）と養護教諭
- ⑪ 中学校（保健体育）・高等学校（保健体育）と中学校（保健）・高等学校（保健）
- ⑫ 中学校（技術）と高等学校（情報）
- ⑬ 中学校（技術）と高等学校（工業）
- ⑭ 高等学校（看護）と養護教諭

(2) ~ (3) 省略

(4) 教科及び教科の指導法に関する科目、養護に関する科目、「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、複数の課程に共通に開設する授業科

4-8 同一学科等においてのみ授業科目を共通に開設できる場合の特例

大学の同一の学科等において、複数の教職課程を置く場合は、以下のとおりとする。

(1) 「教科に関する専門的事項」及び養護に関する科目

i) 省略

ii) 「教科に関する専門的事項」及び養護に関する科目は、以下に掲げる免許状の種類・免許教科の組み合わせの場合には、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭の教職課程に共通に開設することができる。

- ① 中学校（国語）・高等学校（国語）と高等学校（書道）
- ② 中学校（社会）と高等学校（地理歴史）
- ③ 中学校（社会）と高等学校（公民）
- ④ 中学校（社会）・高等学校（公民）と中学校（宗教）・高等学校（宗教）
- ⑤ 中学校（美術）・高等学校（美術）と高等学校（工芸）
- ⑥ 中学校（保健体育）・高等学校（保健体育）と高等学校（看護）
- ⑦ 中学校（保健体育）・高等学校（保健体育）と養護教諭
- ⑧ 中学校（保健）・高等学校（保健）と高等学校（看護）
- ⑨ 中学校（保健）・高等学校（保健）と養護教諭
- ⑩ 中学校（保健体育）・高等学校（保健体育）と中学校（保健）・高等学校（保健）
- ⑪ 中学校（技術）と高等学校（工業）
- ⑫ 高等学校（看護）と養護教諭

(2) ~ (3) 省略

(4) 教科及び教科の指導法に関する科目、養護に関する科目、「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、複数の課程に共通に開設する授業科

<p>目を担当する専任教員は、それぞれの課程において、専任教員とすることができる。</p> <p>4-9 ~ 7 省略</p> <p>8 学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等の特例</p> <p><u>学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等が同一の免許状の種類 の教職課程の認定を受ける場合において、以下に掲げる科目の専任教員数 については、学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等をあわせて一 つの学科等とみなし、入学定員の合計数に応じた必要専任教員数を配置す ることができる。また、学科連係課程実施学科と連係協力学科、研究科等 連係課程実施基本組織と連係協力研究科等についても同様とする。</u></p> <p>① 「領域に関する専門的事項」（「複合領域」を含む。） ② 「教科に関する専門的事項」（「複合科目」を含む。） ③ 「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的 理解に関する科目等」 ④ 特別支援教育に関する科目 ⑤ 養護に関する科目</p> <p>9 連携教職課程を設置する場合の要件</p> <p><u>2（3）により、複数の大学が連携開設科目を自ら開設する授業科目と みなす特例を活用して、同一の免許状の種類（幼稚園教諭及び小学校教諭 の免許状を除く）の教職課程の認定を同時に受けようとする学科等（以下 「連携教職課程」という。）を設置する大学の要件を、以下のとおり定め る。</u></p> <p><u>（1） 連携教職課程の認定を受けようとする学科等のうち少なくとも一つ は、2（5）に定める幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程の認定を受</u></p>	<p>目を担当する専任教員は、それぞれの課程において、専任教員とすることができる。</p> <p>4-9 ~ 7 省略</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
---	---

けた教員養成を主たる目的とする学科等であるものとする。

(2) 連携教職課程については、各設置大学の専任教員それぞれ一人以上からなる教学管理のための体制を整備するものとし、次に掲げる役割を果たすものとする。

- ① 連携教職課程のカリキュラムの編成、調整
- ② 学修の成果に係る評価に当たっての基準の設定、調整
- ③ その他連携教職課程の実施に必要な事項

(3) 連携教職課程に開設する授業科目については、学生が自らが在籍する学科等において、以下の表に定める単位数以上を修得するものとして必要な単位数をそれぞれ開設するとともに、自らが在籍しない大学の学科等のいずれかにおいて、以下の表に定める単位数以上を修得するものとして必要な単位数をそれぞれ開設しなければならない。

教職課程		単位数
中学校教諭	専修免許状	3
	一種免許状	8
	二種免許状	5
高等学校教諭	専修免許状	3
	一種免許状	8
特別支援学校教諭	専修免許状	3
	一種免許状	3
	二種免許状	2
養護教諭	専修免許状	3
	一種免許状	8
	二種免許状	6
栄養教諭	専修免許状	3
	一種免許状	3
	二種免許状	2

(4) 連携教職課程に配置する必要専任教員数は、当該連携教職課程の認定を受けようとする学科等が開設する「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」、特別支援教育に関する科目、養護に関する科目に応じて、この基準に定める必要専任教員数を、当該連携教職課程の認定を受けようとする各学科等の入学定員により按分するものとし、按分した数が1未満の場合には1人とするものとする。

(5) 連携教職課程を設置する大学間の距離が50kmを超える場合は、大学ごとに「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」を開設し、大学ごとの連携教職課程の認定を受けようとする学科等の入学定員に応じた専任教員を配置しなければならない。

ただし、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」について、大学設置基準第25条第2項、短期大学設置基準第11条第2項、専門職大学設置基準第18条第2項及び専門職短期大学設置基準第15条第2項により、多様なメディアを高度に利用して、授業を行う場合については、この限りではない。

10 省略

削除

(3.(8)へ移動して一部改正)

8 省略

9 その他の特例

複数の団地に分かれており、これらの団地間の距離が50kmを超える場合で、かつ、「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」について、大学設置基準第25条第2項、短期大学設置基準第11条第2項、専門職大学設置基準第18条第2項及び専門職短期大学設置基準第15条第2項により、多様なメディアを高度に利用して、授業を行う場合については、一の団地における「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」

<p><u>11 ~ 12 省略</u></p> <p><u>13 その他</u> <u>(1) 本基準は、令和4年度からの教職課程の認定を受けようとする申請校に適用する。ただし、3(3)については、令和3年度からの教職課程の認定を受けようとする申請校に適用する。</u></p> <p><u>(2) ~ (3) 省略</u></p>	<p><u>の専任教員数が、この基準に定める必要専任教員数を満たしている場合に限り、他の団地における必要専任教員数を、一の団地における必要専任教員数の半数以上とすることができる。</u></p> <p><u>10 ~ 11 省略</u></p> <p><u>12 その他</u> <u>(1) 本基準は、平成31年度からの教職課程の認定を受けようとする申請校に適用する。</u></p> <p><u>(2) ~ (3) 省略</u></p>
---	--

教職課程認定大学実地視察規程（平成13年7月19日 養成部会決定）の改正（案）（新旧対照表）

改正案	現 行
<p>1. 趣旨</p> <p>(1) 教員の免許状の授与の所要資格を得させるための大学の課程(以下「教職課程」という。)の水準の維持・向上を図るため、必要に応じて、教職課程を有する大学に対して、実地視察を行う。</p> <p>(2) 実地視察の方法は、この規程の定めるところによる。</p> <p>2～3. 省略</p> <p>4. 連携教職課程を設置する大学への実地視察</p> <p><u>教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）2（3）に基づき、連携教職課程を設置する大学については、課程認定後最初の入学者を受け入れた年度から起算して7年以内ごとに定期的に実地視察を行う。</u></p> <p>5～6 省略</p> <p>7 その他</p> <p>(1) この規程は令和4年度から適用する。</p> <p>(2) 省略</p>	<p>1. 趣旨</p> <p>(1) 教員の免許状の授与の所要資格を得させるための大学の課程(以下「教職課程」という。)の水準の維持・向上を図るため、必要に応じて、教職課程を有する大学に対して、実地視察を行う。</p> <p>(2) 実地視察の方法は、この規程の定めるところによる。</p> <p>2～3 省略</p> <p>(新設)</p> <p>4～5 省略</p> <p>6 その他</p> <p>(1) この規程は平成28年度から適用する。</p> <p>(2) 省略</p>

教職課程認定審査の確認事項（平成13年7月19日 課程認定委員会決定）の改正（案）（新旧対照表）

改正案	現 行
<p>1 教育上の基本組織関係</p> <p>(1) 大学（短期大学、大学院（大学院設置基準第7条の2に定める研究科を置く大学院を含む。）、大学の専攻科、短期大学の専攻科、大学及び大学院の教職特別課程並びに特別支援教育特別課程を含む。以下「大学」という。）の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書きに規定する組織、<u>学部等連係課程実施基本組織、学科連係課程実施学科、研究科、専攻、研究科等連係課程実施基本組織</u>その他学則で定める組織（以下「学科等」という。）の統合、分離等その組織を変更する場合において、学科等の設置若しくは廃止又は学科等の分離と解されるときは、その教育課程、履修方法、教員組織等について、文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程であることを確認するため、新たに課程認定を行うものとする。</p> <p>ただし、以下の場合、新たに課程認定を行うことを要しない。</p> <p>① ～ ④ 省略</p>	<p>1 教育上の基本組織関係</p> <p>(1) 大学（短期大学、大学院（大学院設置基準第7条の2に定める研究科を置く大学院を含む。）、大学の専攻科、短期大学の専攻科、大学及び大学院の教職特別課程並びに特別支援教育特別課程を含む。以下「大学」という。）の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書きに規定する組織、研究科、専攻その他学則で定める組織（以下「学科等」という。）の統合、分離等その組織を変更する場合において、学科等の設置若しくは廃止又は学科等の分離と解されるときは、その教育課程、履修方法、教員組織等について、文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程であることを確認するため、新たに課程認定を行うものとする。</p> <p>ただし、以下の場合、新たに課程認定を行うことを要しない。</p> <p>① ～ ④ 省略</p>